# 福祉サービス第三者評価の結果

2010年3月16日 提出

|      | 名 称              | 福祉サポートサービス                         |
|------|------------------|------------------------------------|
|      | 所 在 地            | 青森市大野前田 74-1                       |
| 評価機関 | 事業所との契約日         | 平成 21 年 10 月 29 日                  |
|      | 評価実施期間           | 平成 21 年 10 月 29 日~平成 22 年 2 月 15 日 |
|      | 事業所への<br>評価結果の報告 | 平成 22 年 3 月 16 日                   |

## 1 福祉サービス事業者情報

### (1) 事業者概況

| <b>事 業 所 名 称</b><br>(施設名)                                   | 小 浜 保 育 園                     | 種別     | 保育所              |  |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------|------------------|--|
| <b>代表者氏名</b><br>(管理者)                                       | 柿 崎 純 吉                       | 開設年月日  | 昭和 44 年 4 月 1 日  |  |
| <b>設 置 主 体</b><br>(経営主体)                                    | 社会福祉法人 徳 誠 福 祉 会              | 定員     | 60 人 利用可能 75 人   |  |
| 所 在 地                                                       | (〒 038-0002) 青森市沖館 5 丁目 15-38 |        |                  |  |
| 連絡先電話 017 - 766 - 5092                                      |                               | FAX 電話 | 017 - 766 - 5021 |  |
| ホームページアドレス http://www.tokusei-fukushikai.jp/nursery/kohama/ |                               |        |                  |  |

## (2) 基本情報

| サービス内 容(事業内容)                                                                                           | 施設の主な行事                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| <ul><li>・乳児保育</li><li>・延長保育</li><li>・一時保育</li><li>・地域活動事業</li><li>・低学年小学生受入</li><li>・異年齢児交流事業</li></ul> | ・入 園 式       ・新入園児祝会       ・交通安全教室         ・保育参観       ・親子遠足       ・七夕         ・お泊り保育       ・運動会       ・パカポコ大会         ・焼芋大会       ・りんご狩り       ・七五三         ・クリスマスお遊戯会       ・カルタ、相撲、こま回し大会         ・豆まき大会       ・白鳥見学       ・テーブルマナー         ・お別れ会       ・卒園式       ・英会話、習字教室 |  |  |
| 居室概要                                                                                                    | 居室以外の施設設備の概要                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |
| ·保育室 1 ·調乳室 1<br>·遊戯室 1 ·沐浴室 1                                                                          | ·園内放送設備放<br>·AED 設置                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| - 調 理 室 1 · 職員休憩室 1                                                                                     | •非常通報設置                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
| •事務室 1                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |
| 職員の配置                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |

| 職種    | 人 数 | 職 種     | 人 数 |
|-------|-----|---------|-----|
| 園 長   | 1   | 非常勤保育士  | 2   |
| 副園長   | 1   | 看護師     | 1   |
| 主任保育士 | 1   | 嘱託医(内科) | 1   |
| 保育士   | 11  | 嘱託医(歯科) | 1   |
| 調理員   | 1   |         |     |

#### 2 評価結果総評

#### ◎ 特に評価の高い点

昭和 44 年設立という長い歴史と、管理者が地元民生委員等をしていたということもあり、地域住民等との繋がりも深く、地域の要請、要望に応え、定員増や園舎の増築、全面改築、また、数多くの特別保育事業などを行っています。その地域に密着した保育サービスや地域活動事業を継続して行ってきたことなど、現在、複数の保育園や障害者施設、介護事業などを行う法人の発展の基盤を担ってきたことが、各資料や聴き取りによって、良くうかがえました。

また、当時(平成 6~7 年頃)、保育園としてはいち早く取り入れた多色刷の入園案内[小浜保育園要覧]は、内容も充実し、行事や日常のスナップ写真などを多用するなど、とても分かりやすく保育方針や保育ニーズに応えることなどが伝わり、さらに地域(青森駅西口等)へ配置するなど、長期待機(1年位)をしてでも入園希望の方がいるという"選ばれる保育園"となっていることが高く評価されます。

職員の資質向上の取り組みでは、園独自の[保育士の自己評価]の実施と[新年度の目標十か条]が事務室に掲げられ、行動規範としても留意しており、経営理念やマニュアル等に関しては、複数の社会福祉事業を経営する法人の特徴を活かしながら定め、保育サービスの質の向上に取組まれています。また、入口ホールに大画面のマルチモニターが設置され、各行事等のビデオや写真を写しだし、お迎えに来た保護者等に子どもたちの様子を知らせる工夫が良くなされていることも評価されます。

#### ◎ 改善を求められる点

指導計画の月案には評価(反省)欄がありますが、日案には評価(反省)の欄がないので、その日の評価(反省)も記入できる欄があるともっと向上できる材料になるので、検討されてみてはいかがでしょうか。また、日案に、ヒヤリハットを記入する欄がありますが、記入の仕方で、どの程度から記入するかを明確にする事も大切だと思います。また、各種マニュアルについても実践を踏まえ、定期的に見直しを行っていくことを期待します。

保護者からの連絡・伝言などホワイトボードに記入することとなっていますが、職員全員に内容が確実に伝達されるように、また、記入漏れなどを防ぐためにも、伝達、申し送りの仕方について工夫していくことが望まれます。

#### 3 第三者評価に対する事業者のコメント

今回の第三者評価の実施にあたり、利用者からの率直な意見と感想を得ることができました。 今後、改善点を真摯に受け止め、問題改善と職員の資質向上に更に努めていきたいと思います。

## 4 評価分類別評価内容

|       | 1                    |                                                                                                                                                                                                       |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 1 理念·基本方針            | 保育園の基本方針は、保育目標、基本目標と共に事業計画に明記され、入園案内には保育方針と多様な保育ニーズに応える内容も分かりやすく紹介し明文化されています。<br>今後は、さらに職員の行動規範として、また、保護者への周知と理解を促すためにも、園舎内(玄関、保育室等)に大きく掲示するなどして、意識の共有を図っていくことが望まれます。                                 |
| 評価対象I | 2 計画策定               | 中・長期計画は、園の事業計画の中に採り入れられており管理者層からの聴き取りでもビジョン等を理解できましたが、今後、実現・実行する為の具体的な到達年度や実施年などの数値を示す計画書の策定が望まれます。又、計画の策定にあたっては、単なる行事計画ではない事の周知を図りながら、職員全体で取り組んでいくことが望まれます。                                          |
|       | 3 管理者の責任と<br>リーダーシップ | 管理者は、管理者層(副園長や主任保育士)と連携を保ちながら、職員の意見・意向も受け入れ、働きやすい職場づくりに良くリーダーシップを発揮しています。 また、保育サービスの質の向上などについても、法人内・外の会議、研修へ出席し、情報収集や官署行政側との渉外など積極的に取り組んでいます。今後、保護者等の意向などに応えるためにも、大きな課題ではありますが設備環境の改善に着手されることが期待されます。 |
|       | 1 経営状況の把握            | 保育協会や各団体、また系列保育園とも最新の情報を共有しあうなど、組織として保育に関わる情報や動向等の把握に良く努めています。また、管理者は法人内の運営会議で取り上げられた課題について、職員会議で説明し職員の意見も聞いたりしながら適切な対応に努めています。経理面では、公認会計士による指導を基に、日々の経理事務が行われていまます。                                  |
| 評価対象Ⅱ | 2 人材の確保・養成           | 必要な人員体制について基本的な考え方を持ち、職員の採用が行われています。有給休暇や育児中の職員の就業状況に<br>も配慮しており、また事務室内に職員に求める基本姿勢を掲示<br>し、職能に応じた外部研修へも参加させています。                                                                                      |
|       | 3 安全管理               | 子どもの安全に関するマニュアルが整備され、遊具の管理や訓練等を実施していますが、さらに個々の職員も十分対応できるようマニュアルの周知や理解に、管理者のリーダーシップを発揮し、取組まれていくことを期待します。                                                                                               |
|       | 4 地域との交流と連携          | 園の隣に高齢者施設があり、そこでの日常的な関わりはもちろん、法人内の福祉施設への訪問、また、勤労感謝にちなんで地域の小学校や職場などに、子どもたち手作りの感謝状を渡したりして、つながりを大切にして交流に取り組んでいます。その交流等が、一時保育や学童保育などの利用にも繋がっています。                                                         |

| 評価対象Ⅲ      | 1 利用者本位の<br>福祉サービス | 保育方針、指導計画、各マニュアルから一人ひとりの子どもを<br>尊重した保育が日々実践されている事が伺われました。今回の<br>保護者アンケートでは、内容的に評価の高いものが多く、利用<br>者(保護者)本位の福祉サービスへ取り組む姿勢と体制の整備<br>がなされ、運営されていることが良く分かりました。                              |
|------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 2 サービスの質の確保        | 今回の第三者評価受審を機に、定期的に勉強会を設けるなど職員全員の意識と、サービスの質の確保に向けた取り組みがより一層高まるように取り組んでいくことを期待します。<br>児童票や指導計画は詳細に書かれており、見直しや検証も実施されていますが、職員間の意識、情報の共有化をより一層図っていくことも望まれます。                              |
|            | 3サービスの開始、継続        | 保育園利用希望者に対しては随時見学を受け入れたり、パンフレットを配布し、詳しく説明がなされています。各クラスでの説明や聞き取りにも工夫が見られますが、今後は、それらをホームページに載せたりして有効活用することを期待します。                                                                       |
|            | 4 サービス計画の策定        | 一人ひとりの子どもの状況を把握するために、児童票は詳細に記入されており、月間指導計画、週案、日誌も詳細に記入されていました。子ども一人ひとりに着目した実践と反省を行うとともに、次に活かしていける様に主任保育士等からも適切な指導がなされています。                                                            |
|            | A-1<br>子どもの発達援助    | 園内や保育室の広さを活かし、子どもたちの発達に必要な運動や遊びが十分できる環境となっています。また、園外散歩などをとおし、自然や社会と関わる保育に取り組んでいることも、良くうかがわれました。  保育環境では、広い敷地、建物なので、清掃や環境維持など大変だと思いますが、壁面装飾など季節ごとものを取り入れたり、掲示する機関などについて配慮していくことが望まれます。 |
| 保育サービス内容評価 | A-2<br>子育で支援       | 子どもの状況や育児相談について、送迎時の会話や連絡帳等を通して、保護者とコミュニケーションをとっていますが、保育参観の他にも個別面談の時期を設けたりするなど、さらに保護者と意識の共通理解を図っていく取り組みが期待されます。また、連絡帳は子どもの日々の様子など、年齢に拘らず少しでも記入していくなど、一人ひとりが連絡帳を有効に活用していくことを期待します。     |
|            | A-3<br>安全·事故防止     | 今回整備されたマニュアルも含め、保育マニュアルを活用し、<br>園全体で定期的な勉強会など開き、意識の統一と情報の共有<br>化を図ることが望まれます。また、マニュアル等の追加や見直し<br>は担当者を決め、全職員に報告する仕組みや記録を回覧する<br>など、工夫が望まれます。                                           |

# 評価細目の第三者評価結果

| <b>严価対象</b> | I 福祉サービス                  | の基本方針と組織                          | 第三者 | <b>皆評価</b> | 結果 |  |
|-------------|---------------------------|-----------------------------------|-----|------------|----|--|
| I -1        | 理念·基本方針                   |                                   | а   | b          | С  |  |
| I           | I -1-(1) 理念、基本方針が確立されている。 |                                   |     |            |    |  |
|             | I -1-(1)-①                | 理念が明文化されている。                      |     | а          |    |  |
|             | I-1-(1)-2                 | 理念に基づく基本方針が明文化されている。              |     | а          |    |  |
| I           | -1-(2) 理念、基               | 本方針が周知されている。                      |     |            |    |  |
|             | I -1-(2)-1                | 理念や基本方針が職員に周知されている。               |     | а          |    |  |
|             | I -1-(2)-2                | 理念や基本方針が利用者等に周知されている。             |     | а          |    |  |
| I -2        | 計画の策定                     |                                   |     |            |    |  |
| I           | -2-(1) 中·長期的              | りなビジョンと計画が明確にされている。               |     |            |    |  |
|             | I -2-(1)-1                | 中・長期計画が策定されている。                   |     | а          |    |  |
|             | I -2-(1)-2                | 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。          |     | С          |    |  |
| I           | -2-(2) 計画が適               | 切に策定されている。                        |     |            |    |  |
|             | I -2-(2)-1                | 計画の策定が組織的に行われている。                 |     | а          |    |  |
|             | I -2-(2)-2                | 計画が職員や利用者に周知されている。                |     | b          |    |  |
| I -3        | 管理者の責任とリ                  | ーダーシップ                            |     |            |    |  |
| I           | -3-(1) 管理者の               | 責任が明確にされている。                      |     |            |    |  |
|             | I -3-(1)-①                | 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。         |     | а          |    |  |
|             | I -3-(1)-2                | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。    |     | b          |    |  |
| I           | -3-(2) 管理者の               | リーダーシップが発揮されている。                  |     |            |    |  |
|             | I -3-(2)-①                | 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。      |     | а          |    |  |
|             | I -3-(2)-2                | 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに、指導力を発揮している。 |     | а          |    |  |

| 評価対象        | Ⅱ 組織の運営             | 管理                                                                        | 第三者評価結果 |   |   |
|-------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|---|---|
| <b>I</b> −1 | 経営状況の把握             |                                                                           | а       | b | С |
| П           | -1-(1) 経営環境         | の変化等に適切に対応している。                                                           |         |   |   |
|             | II-1-(1)-(1)        | 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。                                                   |         | а |   |
|             | II-1-(1)-2          | 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。                                          |         | а |   |
|             | II-1-(1)-3          | 外部監査が実施されている。 ※外部監査とは、監査法人による外部監査や、弁護士公認会計士、税理士等の専門家による監査または必要に応じた助言等をさす。 |         | b |   |
| II -2       | 人材の確保・養成            |                                                                           |         |   |   |
| п           | -2-(1) 人事管理<br>     | の体制が整備されている。                                                              |         |   |   |
|             | II -2-(1)-①         | 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。                                                  |         | а |   |
|             | II -2-(1)-2         | 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。                                                   |         | b |   |
| П           | -2-(2) 職員の記         | 尤業状況に配慮がなされている。                                                           |         |   |   |
|             | II -2-(2)-①         | 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組<br>みが構築されている。                                  |         | а |   |
|             | II -2-(2)-②         | 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。                                                       |         | а |   |
| п           | -2-(3) 職員の質         | <b>質の向上に向けた体制が確立されている。</b>                                                |         |   |   |
|             | II -2-(3)-1         | 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。                                                 |         | а |   |
|             | II -2-(3)-(2)       | 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され<br>計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。                    |         | b |   |
|             | II -2-(3)-3         | 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。                                              |         | b |   |
| П           | -2-(4) 実習生 <i>0</i> | D受け入れが適切に行われている。                                                          |         |   |   |
|             | II -2-(4)-①         | 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を<br>整備している。                                     |         | а |   |
|             | II -2-(4)-②         | 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。                                                 |         | а |   |
| II —3       | 安全管理                |                                                                           |         |   |   |
| п           | -3-(1) 利用者 <i>0</i> | D安全を確保するための取り組みが行われている。                                                   |         |   |   |
|             | II -3-(1)-①         | 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安<br>全確保のための体制が整備されている。                         |         | а |   |
|             | II -3-(1)-2         | 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。                                             |         | а |   |

|                | № Ⅱ 組織の運営                                                                                                                                                       | 管理                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第三 | 皆評価         | 精 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|---|
| II —2          | 4 地域との交流                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                         | а  | b           | С |
| ,              | Ⅱ −4−(1) 地域との                                                                                                                                                   | )関係が適切に確保されている。                                                                                                                                                                                                                                                         |    |             |   |
|                | II-4-(1)-①                                                                                                                                                      | 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。                                                                                                                                                                                                                                                   |    | а           |   |
|                | II-4-(1)-2                                                                                                                                                      | 事業所が有する機能を地域に還元している。                                                                                                                                                                                                                                                    |    | а           |   |
|                | II -4-(1)-3                                                                                                                                                     | ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確<br>立している。                                                                                                                                                                                                                                   |    | а           |   |
|                | Ⅱ-4-(2) 関係機関                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |             |   |
|                | II-4-(2)-(1)                                                                                                                                                    | 必要な社会資源を明確にしている。                                                                                                                                                                                                                                                        |    | а           |   |
|                | II -4-(2)-(2)                                                                                                                                                   | 関係機関等との連携が適切に行われている。                                                                                                                                                                                                                                                    |    | а           |   |
|                | Ⅱ −4−(3) 地域のネ                                                                                                                                                   | ー<br>冨祉向上のための取り組みを行っている。                                                                                                                                                                                                                                                |    |             |   |
|                | II -4-(3)-(1)                                                                                                                                                   | 地域の福祉ニーズを把握している。                                                                                                                                                                                                                                                        |    | а           |   |
|                | II-4-(3)-②                                                                                                                                                      | 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。                                                                                                                                                                                                                                               |    | а           |   |
|                |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |             |   |
| <br>西対象        | 東 Ⅲ 適切な福祉                                                                                                                                                       | サービス                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |             |   |
|                | 東 Ⅲ 適切な福祉<br>1 利用者本位の福                                                                                                                                          | ·                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |             |   |
| <b>II</b> — 1  | 1 利用者本位の福                                                                                                                                                       | ·                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |             |   |
| <b>II</b> — 1  | 1 利用者本位の福                                                                                                                                                       | 祉 サービス                                                                                                                                                                                                                                                                  |    | a           |   |
| <b>II</b> — 1  | 1 利用者本位の福<br>Ⅲ-1-(1) 利用者を                                                                                                                                       | <b>祉サービス</b> を尊重する姿勢が明示されている。  利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつた                                                                                                                                                                                                              |    | а           |   |
| <b>II</b> — 1  | <ul> <li>1 利用者本位の福</li> <li>Ⅲ-1-(1) 利用者を</li> <li>Ⅲ-1-(1)-①</li> <li>Ⅲ-1-(1)-②</li> </ul>                                                                       | <ul><li>社サービス</li><li>草重する姿勢が明示されている。</li><li>利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</li><li>利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整</li></ul>                                                                                                                                    |    |             |   |
| <b>II</b> — 1  | <ul> <li>1 利用者本位の福</li> <li>Ⅲ-1-(1) 利用者を</li> <li>Ⅲ-1-(1)-①</li> <li>Ⅲ-1-(1)-②</li> </ul>                                                                       | <ul><li>社サービス</li><li>草草する姿勢が明示されている。</li><li>利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</li><li>利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</li></ul>                                                                                                                              |    |             |   |
| <b>II</b> — 1  | <ul> <li>1 利用者本位の福</li> <li>Ⅲ-1-(1) 利用者を</li> <li>Ⅲ-1-(1)-①</li> <li>Ⅲ-1-(1)-②</li> <li>Ⅲ-1-(2) 利用者を</li> </ul>                                                 | <ul><li>社サービス</li><li>草草する姿勢が明示されている。</li><li>利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</li><li>利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</li><li>満足の向上に努めている。</li></ul>                                                                                                         |    | а           |   |
| <b>III</b> — 1 | 1 利用者本位の福<br>III - 1 - (1) 利用者を<br>III - 1 - (1) - ①<br>III - 1 - (2) 利用者を<br>III - 1 - (2) - ①<br>III - 1 - (2) - ②                                            | <ul> <li>社サービス</li> <li>草重する姿勢が明示されている。</li> <li>利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</li> <li>利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</li> <li>満足の向上に努めている。</li> <li>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。</li> </ul>                                                                 |    | a           |   |
| <b>III</b> — 1 | 1 利用者本位の福<br>III - 1 - (1) 利用者を<br>III - 1 - (1) - ①<br>III - 1 - (2) 利用者を<br>III - 1 - (2) - ①<br>III - 1 - (2) - ②                                            | <ul> <li>社サービス</li> <li>草重する姿勢が明示されている。</li> <li>利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</li> <li>利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</li> <li>満足の向上に努めている。</li> <li>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。</li> <li>利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。</li> </ul>                                |    | a           |   |
| <b>III</b> — 1 | 1 利用者本位の福<br>III - 1 - (1) 利用者を<br>III - 1 - (1) - ①<br>III - 1 - (1) - ②<br>III - 1 - (2) 利用者が<br>III - 1 - (2) - ②<br>III - 1 - (2) - ②<br>III - 1 - (3) 利用者が | <ul> <li>社サービス</li> <li>草重する姿勢が明示されている。</li> <li>利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</li> <li>利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</li> <li>満足の向上に努めている。</li> <li>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。</li> <li>利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。</li> <li>が意見等を述べやすい体制が確保されている。</li> </ul> |    | a<br>a<br>b |   |

| 評価対象         | Ⅲ 適切な福祉 <sup>・</sup> | サービス                                          | 第三者評価結果 |
|--------------|----------------------|-----------------------------------------------|---------|
| <b>Ⅲ</b> -2  | サービスの質のマ             | ·····································         |         |
| Ш-           | -2-(1) 質の向」          | こに向けた取り組みが組織的に行われている。                         |         |
|              | <b>Ⅲ</b> -2-(1)-①    | サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。                 | а       |
|              | <b>Ⅲ</b> -2-(1)-②    | 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。               | а       |
|              | <b>Ⅲ</b> -2-(1)-③    | 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。                      | а       |
| Ш-           | -2-(2) 個々のサ          | ナービスの標準的な実施方法が確立している。                         |         |
|              | Ⅲ-2-(2)-①            | 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサ<br>ービスが提供されている。    | а       |
|              | Ⅲ-2-(2)-②            | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立されて<br>いる。            | а       |
| Ш-           | -2-(3) サービス          |                                               |         |
|              | <b>Ⅲ</b> -2-(3)-①    | 利用者に関するサービス実践状況の記録が適切に行われている。                 | а       |
|              | <b>Ⅲ</b> -2-(3)-②    | 利用者に関する記録の管理体制が確立している。                        | а       |
|              | <b>Ⅲ</b> -2-(3)-③    | 利用者に関する記録の管理体制が確立している。                        | а       |
| <b>II</b> -3 | サービスの開始・             | 継続                                            |         |
| Ш-           | -3-(1) サービス          | 提供の開始が適切に行われている。                              |         |
|              | <b>Ⅲ</b> -3-(1)-①    | 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。                 | а       |
|              | <b>Ⅲ</b> -3-(1)-②    | サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。                   | а       |
| ш-           | -3-(2) サービス          | の継続性に配慮した対応が行われている。                           |         |
|              | <b>Ⅲ</b> -3-(2)-①    | 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続<br>性に配慮した対応を行っている。 | b       |
| <b>Ⅲ</b> -4  | サービス実施計画             | で策定                                           |         |
| ш-           | -4-(1) 利用者の          | アセスメントが行われている。                                |         |
|              | <b>Ⅲ</b> -4-(1)-①    | 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。                      | а       |
|              | <b>Ⅲ</b> -4-(1)-②    | 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。                    | а       |
| ш-           | -4-(2) 利用者に          | 対するサービス実施計画が策定されている。                          |         |
|              | <b>Ⅲ</b> -4-(2)-①    | サービス実施計画を適切に策定している。                           | а       |
|              | Ⅲ-4-(2)-②            | 定期的にサービス計画の評価・見直しを行っている。                      | а       |

## 保育サービス内容評価

| 価対          | 面対象 A-1 子どもの発達援助 |                                                          |   |  |  |
|-------------|------------------|----------------------------------------------------------|---|--|--|
| <b>A</b> -1 | 1-(1) 発達援助₫      | <b>)基本</b>                                               |   |  |  |
|             | A-1-(1)-(1)      | 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護<br>者の意向等を考慮して作成されている。      | а |  |  |
|             | A-1-(1)-2        | 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を<br>改定している。                 | а |  |  |
| <b>A</b> -1 | 1-(2) 健康管理       | •食事                                                      |   |  |  |
|             | A-1-(2)-①        | 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子<br>ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 | а |  |  |
|             | A-1-(2)-2        | 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に<br>反映させている。                | а |  |  |
|             | A-1-(2)-3        | 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に<br>反映させている。                | а |  |  |
|             | A-1-(2)-④        | 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、<br>全職員に通知している。            | а |  |  |
|             | A-1-(2)-⑤        | 食事を楽しむことができる工夫をしている。                                     | а |  |  |
|             | A-1-(2)-6        | 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に<br>活かしている。                | а |  |  |
|             | A-1-(2)-7        | 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。                              | а |  |  |
|             | A-1-(2)-(8)      | アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適<br>切な対応を行っている。            | а |  |  |
| <b>A</b> -1 | 1-(3) 保育環境       |                                                          |   |  |  |
|             | A-1-(3)-(1)      | 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                              | а |  |  |
|             | A-1-(3)-2        | 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。                                | а |  |  |
| <b>A</b> -1 | 1一(4) 保育内容       |                                                          |   |  |  |
|             | A-1-(4)-(1)      | 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。                             | а |  |  |
|             | A-1-(4)-②        | 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの<br>状況に応じて対応している。           | а |  |  |
|             | A-1-(4)-3        | 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。                                 | b |  |  |
|             | A-1-(4)-④        | 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。                            | а |  |  |
|             | A-1-(4)-(5)      | さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。                            | а |  |  |
|             | A-1-(4)-6        | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。                                | а |  |  |
|             | A-1-(4)-7        | 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに<br>尊重する心を育てるよう配慮している。     | а |  |  |
|             | A-1-(4)-®        | 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付け<br>ないよう配慮している。              | а |  |  |
|             | A-1-(4)-9        | 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が<br>みられる。                    | а |  |  |
|             | A-1-(4)-10       | 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                   | а |  |  |
|             | A-1-(4)-(1)      | 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮<br>がみられる。                   | а |  |  |

| 価対象 A−2 子育で   | <b>三支援</b>                                                      | 第三者評価結果 |  |  |  |  |  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|---------|--|--|--|--|--|
| A-2-(1) 入所児童の | A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援                                           |         |  |  |  |  |  |
| A-2-(1)-①     | 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを<br>行っている。                         | b       |  |  |  |  |  |
| A-2-(1)-②     | 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録さ<br>れている。                           | а       |  |  |  |  |  |
| A-2-(1)-(3)   | 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に<br>加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。    | b       |  |  |  |  |  |
| A-2-(1)-④     | 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた<br>情報が速やかに所長まで届く体制になっている。         | а       |  |  |  |  |  |
| A-2-(1)-(5)   | 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、<br>児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 | а       |  |  |  |  |  |
| A-2-(2) 一時保育  |                                                                 |         |  |  |  |  |  |
| A-2-(2)-①     | 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保<br>育との関連を配慮しながら行っている。             | b       |  |  |  |  |  |
| 面対象 A-3 安全・   | 事故 防止                                                           |         |  |  |  |  |  |
| A-3-(1) 安全·事故 | 防止                                                              |         |  |  |  |  |  |
| A-3-(1)-①     | 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に<br>実施されている。                       | а       |  |  |  |  |  |
| A-3-(1)-②     | 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方<br>法については、全職員にも周知されている。          | b       |  |  |  |  |  |
| A-3-(1)-(3)   | 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体<br>的な取組を行っている。                   | а       |  |  |  |  |  |
| A-3-(1)-④     | 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周<br>知されている。                        | а       |  |  |  |  |  |
| A-3-(1)-⑤     | 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周<br>知されている。                        | b       |  |  |  |  |  |